

# 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月19日

北九州市都市戦略局住まい支援室

## 1 当該公募の趣旨

本業務については、委託先が、①住宅相談を主な業務としていること、②公平・公正な立場で相談に応じることができ、住宅相談窓口として市民に定着していること、③長年の関係団体との連携により、多岐に渡る相談に対応できる「ワンストップサービス」を行う体制が整っていること、などの条件を満たす必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者の随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度住宅相談業務委託

### (2) 業務内容

市民の住宅に関する悩みや相談に応じるため、住宅に関する一般的な相談や不動産トラブルなど専門家による無料相談を行うとともに、正しい建築知識や問題解決に向けたアドバイス、住宅に関する情報等を提供する。

### (3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しない者であること。

- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## （2）基本的要件以外の要件

業務の遂行にあたって、次の要件を満たすこと。

- ア 住宅相談を主な業務としていること。
- イ 関係法規を遵守し、公平・公正な立場で相談に応じることが可能であること。
- ウ 多岐に渡る相談に対応できる「ワンストップサービス」を行う体制が整っていること。
- エ 履行場所（相談窓口の設置場所）の確保が可能であること。
- オ 相談員の手配が可能であること。
- カ 相談者の個人情報や相談内容等の保護が可能であること。

## 4 手続き等

### （1）契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号  
担当課名 北九州市都市戦略局総務政策部住まい支援室  
電話番号 093-582-2288 FAX番号 093-582-2503

### （2）説明書等の交付期間、場所及び方法

#### ア 交付期間

令和8年2月19日から令和8年3月6日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで

#### イ 交付場所

（1）同じ。

#### ウ 交付方法

交付場所において配布します。

#### エ 交付書類

## 説明書、参加意思確認書

### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

#### ア 提出期間

令和8年2月20日から令和8年3月6日まで（閏序日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

#### イ 提出場所

（1）に同じ。

#### ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

### (4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。